



県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲について

本日、20指定都市と指定都市所在15道府県は、県費負担教職員の給与負担等について、道府県から指定都市へ移譲することに合意しました。

この事務移譲に伴う財政措置として、指定都市・道府県の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意したところです。

また、事務及び税源の移譲時期については、平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進めます。

<指定都市>

札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 川崎市 横浜市 相模原市
新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市
岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市

<指定都市所在道府県>

北海道 宮城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 静岡県
愛知県 京都府 大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 福岡県
熊本県

(裏面：合意文書「県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置のあり方に関する合意」)

お問合せ先	
財政局財源課長	上野 圭介 Tel 045-671-2185
政策局大都市制度推進課地方分権担当課長	五月女 貴 Tel 045-671-2109

*本件については、指定都市で同時発表しています。

県費負担教職員制度の見直しに係る 財政措置のあり方に関する合意

指定都市所在道府県
指定都市

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに対する財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意する。

なお、地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、基準財政需要額については、地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、適切に算定することとし、また、基準財政収入額の算入率については、三位一体改革における税源移譲時の扱いなどの経緯も勘案しつつ、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定されたい。

また、事務及び税源の移譲時期については、平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

併せて、今回の移譲に伴い、健全化指標の悪化により、継続的な財政運営に影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じられたい。